

2025年11月

医師が作成する書類をご希望される皆様へ

川崎西部地域療育センター 地域支援課 福祉相談室

- ・希望の書類をソーシャルワーカーへ電話でお申し込みください。(044-865-2939)
- ・下記の書類は作成までに3週間～1か月かかります。そのため、必要な方はできるだけ早めにお申し付けください。

【作成書類の種類】

- | | |
|-------------------------------|---------------------------------|
| ① 診療情報提供書 | ⑨ 障害児福祉手当 知的・精神 |
| ② 診断書 | ⑩ 障害児福祉手当 身体 |
| ③ 療育手帳更新のための診断書 | ⑪ 精神障害者保健福祉手帳診断書
(初診から6か月以上) |
| ④ 医療的ケア実施に関する主治医意見書
(学校宛て) | ⑫ 自立支援医療診断書 |
| ⑤ 日常生活用具給付診断書等 | ⑬ 私立幼稚園等特別支援教育費補助事業
診断書 |
| ⑥ 身体障害者手帳 | ⑭ その他 |
| ⑦ 特別児童扶養手当 知的・精神 | ⑮ 診断書等のコピー |
| ⑧ 特別児童扶養手当 身体 | |

*所得制限がある場合があります。事前にお住いの区役所ご確認をお願い致します。

〈①②③⑯の方は当センターの用紙で作成しますので診断書用紙をご持参いただく必要はありません〉

〈④～⑯をご希望の方は以下のご準備をお願い致します〉

□希望される診断書用紙

- ・市のホームページよりダウンロード、印刷をし、ご持参ください。(ダウンロードができないものは区役所からもらう)
- ・④の方は専用の用紙をご持参ください(学校からもらう)
- ・⑯の方は私立幼稚園障害児教育費補助事業診断書専用の診断書用紙をご持参ください。(所属の幼稚園からもらう)

*診断書用紙に氏名・生年月日・住所等の記入欄がある場合は必ず保護者が記入し、提出してください。

□川崎西部地域療育センター診断書作成のための問診表に記入 ((⑥～⑯の方のみ))

(診断書依頼の際に問診表の記入をしていただきます。問診表は事前にお渡しすることもできます。)

診療の有無について

【①②③⑯をご希望される方へ】

- ・ソーシャルワーカーへご連絡ください。
- ・受付後、診療に入っていただく必要があると判断した場合は診療所よりご連絡させていただきます。
- ・①をご希望される場合は宛先病院名と担当医師（科）の確認をお願いします。

【⑥⑧⑩をご希望される方へ】

リハビリテーション科の診療が必要です。

【④⑤⑦⑨⑪⑫⑬をご希望される方へ】

- ・前回の診療から1年以上、当センターの診療に入られていない方は診療に入っていただき、その後に書類の作成となります。診察日が提出期限（更新）に間に合わない場合は保護者より提出先へに期限までに診療に入れないため提出期限が過ぎるということをお伝えください。
- （⑥～⑫を更新される方で、かかりつけの医療機関に記入を依頼する場合は、以前の診断書のコピーをお渡しすることができますのでご相談ください）

=申込から受け取りまでの流れ=

- 1, ④～⑬の方は診断書用紙をソーシャルワーカーへ持参してください。
郵送での受付はしておりません。
- 2, 診断書用紙を持参された際に「書類作成依頼書」の記入をしていただきます。
(⑥～⑫の方は問診表にも記入)
- 3, ソーシャルワーカーより「書類作成受付書」をお渡しします。
- 4, 診断書が準備できましたら「書類作成依頼書」に記入されている連絡先にご連絡いたします。
3F診療所の受付まで取りにいらしてください。※郵送ご希望の方には連絡は行いません。

①②③⑯の方はソーシャルワーカーへ電話でお申し込みください。準備ができましたら診療所よりご連絡いたします。※郵送ご希望の方には連絡は行いません。

ご不明な点がございましたらソーシャルワーカーまでお問い合わせください。044-865-2939